THYTaiwan International
Law Offices

NEWSLETTER

「労使紛争処理法」の改正について

台湾の立法院は、2021年4月13日に多数の法案を三読会を経て可決した。そのなかで、労働者に関連する法令として、「労働者保険条例」、「労働組合法(中国語:工会法)」、「労使紛争処理法」が挙げられる。まず、「労働者保険条例」では、出産給付、傷病給付、障害給付など各種の一時金の給付について、将来、労働者定年退職金の給付と同様の扱いとすることができるとする改正が可決された。これにより、前述の一時金については、金融機構で開設の専用口座への預け入れが可能となり、債務の問題により差し押さえ、担保に供し、又は強制執行の対象とされる不安から解放されることができると考えられる。次に、「労働組合法」の改正として、労働組合に少なくとも1名の補欠監事を設置することができるとする規定の修正が通過されたことにより、現行法における補欠監事の人数が当該労働組合の監事の人数の二分の一を超えてはならないとする制限に縛られなくなるのである。このほか、「労使紛争処理法」に関しては、その改正の内容について以下に説明する。

一、 不当労働行為の態様

今回改正条文の核となる点は、不当労働行為裁決委員会及びその裁決決定にあるゆえに、最初に「不当労働行為」について説明する必要がある。台湾において「不当労働行為」は、「不利益な取扱い」、「支配介入」、「信義誠実交渉違反(団交拒否)」の三つの形態に分けられている。そのなかで、「不利益な取扱い」とは、使用者又は使用者を代表して管理権を行使する者が、労働者が労働組合の活動に参加し、若しくは団体交渉に参加し、又はこれらに類似する事務に参加したことにより、労働者に対し、雇用拒否、解雇、降格・転任、減給などその他の不利な取扱いをすることを指す。「支配介入」とは、使用者又は使用者を代表して管理権を行使する者が、不当に労働組合の成立若しくは活動を妨害し、又は労働者が労働組合に加入しないこと、労働組合から脱退すること、若しくは労働組合の職務を担当しないこと等を雇用条件とすることをいう。さらに、正当な理由なく団体交渉を拒む場合は、「信義誠実交渉違反(団交拒否)」に属するのである。

1

20211027/Newsletter/y, n

本文の着作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

二、常勤の専従委員を増訂

現行の「労使紛争処理法」では、中央主務機関が裁決事件を取り扱うときは、不当 労働行為裁決委員会(以下、「裁決委員会」という)を結成し、裁決委員を7人から 15人を置かなければならないと規定されている。このような審理により不当労働行 為を迅速に排除することで、集団的労使関係の正常化が期されていた。しかしながら、 現行の法規下において、裁決委員が均しく他の仕事を兼任する者となっているのを鑑 み、裁決委員会の運営に更なる効率化及び専門性を具備させるよう、裁決委員会に1 人から3人の常勤の専従委員を置かなければならないとする規定を増補修正した。 (改正条文第43条を参照)

三、 裁決決定書を原則公開

目下のところ、不当労働行為の裁決決定書の公開の可否については、裁決を申請するときに、申請者が公開に同意するか否かにより決められている。しかし、裁決委員会が作成する裁決決定は準司法的性質を有することを考量し、裁決を行う者の法適用に係る判断基準を民衆が予測できるように促す目的のほかに、公益や学術研究など多方面への配慮により、裁決決定書については、紛争当事者の意思に囚われるべきものではなく、原則として個人情報を適切に隠すなどして保護した後に公開した方が妥当であろうと考えられる。(改正条文第 47-1 条を参照)